

刑弁でGO!

第77回

トピック

当番における配点拒否・不受任等について

刑事弁護委員会 当番国選制度部会 部会長 白井 徹 (60期)

当番国選制度部会においては、定期的に、当番配点拒否事例、当番出動したが受任しなかった事例について、その内容を確認し、それぞれ正当な理由に基づく拒否ないし不受任であったか否かを審査している。

この審査をしていて気になった点、所感等を以下述べておきたい。

1 配点拒否は原則不可

当番要請があった場合、刑事弁護センターが当日の担当会員に配点を行う（具体的には電話で配点の連絡をした上、配点連絡票等のFAXをする）が、毎月一定数の会員から配点拒否の対応を受ける。

理由は種々あるものの、「多忙」であること、「配点連絡の電話に対する不対応（電話に出ない、折り返さない等）」が多いようである。

しかし、原則として、配点拒否は認められていない。

担当日を割り当てられた会員は、当日は各弁護士事務所において待機しなければならない（刑事弁護人運営細則（以下「運営細則」という）3条）、その待機時間は、午前10時から午後5時30分までとなっている（運営細則8条1項）。配点を受けた際は、できるだけ速やかに接見へ行かなければならず（刑事弁護人推薦に関する規則（以下「規則」という）3条2項）、遅くとも当日中に接見しなければならない（運営細則8条2項）。

例外的に、「接見することができない正当な理由があるとき」は、当日の接見義務は解除されるところ（運営細則8条2項ただし書）、配点拒否についてもこれに準じてその正当性を検討すべきであるが、「多忙」

であること、「配点連絡の電話に対する不対応（電話に出ない、折り返さない等）」は、「正当な理由」には当たらないものと解される。なお、上記各規定は立川支部管轄の事件にも適用があるため、接見場所が遠いという理由も「正当な理由」には当たらないことに注意していただきたい。

担当日において、急激に体調が不良になる等、一定の場合にはやむを得ない事情はあろうが、担当日を想定したスケジュールをした上で、対応が難しいと考えられる場合には、事前に担当の交代を行うべきである。

2 接見報告書の記載 ～選任希望が無い場合の「理由」～

以前からお願いしている点であるが、必要な記載のされていない接見報告書（当番の配点があった際、配点連絡票と共にファックスで送られてくる書面。接見日時、接見場所、事件概要、選任希望の有無等を記載するもの）がいまだに散見される。

東京弁護士会においては、被疑者等からの弁護人選任の依頼があった場合には、原則として受任しなければならない（運営細則9条1項本文）。そこで、受任しなかった場合については、その正当性を審査するため、選任希望の有無にかかわらず、その理由を記載していただく必要がある。仮に理由の記載がない場合には、別途、刑事弁護委員会委員長より照会文書を送る運用となっている。

会員各位におかれては、不受任の場合には、具体的な理由を接見報告書に記載されるようお願いしたい。

3 受任義務の意味 ～弁護人依頼権の確保～

(1) 弁護活動の必要性

上記のとおり、被疑者等からの弁護人選任の依頼があった場合には、原則として受任しなければならないが、被疑者が選任を希望しない場合は、通常、受任義務は解除される。

ただし、被疑者が選任を希望しないといっても、それが正しい判断に基づくものであるかどうか、会員各位においてご検討いただきたいところである。

被疑者が選任を希望しない場合の不受任の理由において、「行うべき弁護活動がない」、「早期釈放が見込まれる」などという記載を見ることがある。この記載からは、当番弁護士が被疑者に対し、弁護の必要性がないことを指摘しているものと推測される。

しかし、不要な弁護人というのは、非常に想定しがたいのではないだろうか。

事案が軽微、被害者がいない、社会的に孤立しており知り合いもない、事実関係も全面的に認めている、体調も安定していて、留置場内において何か問題となるようなこともない、違法・不当な取調べも行われていない、というような場合、弁護人は不要であろうか。

上記のような事案であっても、被疑者が身体拘束を受け、捜査機関の想定している嫌疑をかけられ、取調べ等捜査の対象とされていることには何ら変わりはない。

体調が安定していても、いつ不調になるかわからない。

一度刑事手続きや権利について説明をしても、被疑者がその全てを理解し、記憶し、権利保障を自ら実践できるとは考え難い。

事実関係を認めていても、途中で否認に転じることはあるし、違法・不当な取調べがその後も行われない保証などなものもない。供述調書が被疑者の話したとお

りの内容になっているとも限らないし、余罪に関する取調べ、必要のない取調べが行われないとも限らない。

上記のようなことを意識して接見を行うことは、必要な弁護活動以外のなにものでもない。

(2) 弁護活動の説明を

そこで、仮に被疑者が選任を希望しない場合であっても、今一度、弁護人の必要性を説き、選任を促すべきである。

被疑者は、専門家ではない。知識も経験もない。正しい判断をするというのは極めて困難であろう。そのために、当番弁護士として、弁護人の必要性について十分な説明をした上で、弁護人依頼権の実効性を確保する必要があると考える。

4 刑事弁護人担当者名簿からの 登録抹消について

昨年のLIBRAにおいて、以下全く同じ内容を掲載しているが、意識喚起をする上でも必要と思われるため、ご容赦いただきたい。

「刑事弁護人としての職務の遂行に著しく不適切な行為があった場合」は、東京弁護士会は、当該会員を標記名簿から抹消することができるとされている(規則8条4号)。

そして、この「刑事弁護人」には、当番弁護士も含まれると解されている。

したがって、以上述べてきた当番弁護士としての職務の遂行に著しく不適切な行為があった場合は、登録が抹消される可能性があるため注意されたい。

当番弁護士制度は、被疑者被告人の防御権、弁護人依頼権の実現に大きな貢献を果たしている。今後とも、その充実のためにご協力頂きたく、お願いする次第である。